平成２３年（フ）第１２２１号
愛知県知多市日長台403番地　Ａ―405
債務者　伊藤　　大
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５２４号
名古屋市熱田区南一番町７番12号　Ｆメゾン熱田Ⅱ305号
債務者　水野　孝洋
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５２９号
愛知県春日井市弥生町１丁目135番地２　弥生マンション301号
債務者　田端早由里
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８８号
神戸市垂水区乙木１丁目10番７―407号
債務者　原田　　稔
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１４号
神戸市垂水区東垂水町字流田712番地の１市住５―302号
債務者　榮口　純子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８号
兵庫県丹波市市島町喜多1020番地　市営住宅柊団地２―203号
債務者　芦田　邦子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
佐賀県唐津市浜玉町浜崎298番地１　パークハイツＫ―Ｃ棟102号
債務者　渡邉　聖子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１２１号
福島県いわき市小名浜下神白字館ノ腰31番地雇用促進住宅磐城宿舎４―104
債務者　上遠野のぞみ
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月４日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１１８号
福島市吉倉字吉田90番地の８
債務者　太田　律子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１２３７号
名古屋市中川区助光２丁目701番地　県営助光住宅１棟601号、住民票上の住所名古屋市中川区助光２丁目1401番地　助光荘Ｔ―３棟205号
債務者　小森　恵美
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３６９号
名古屋市熱田区一番１丁目11番９号
債務者　掛布　知里
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３４８号
福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘１番９―104号
債務者　藤原　　朗
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１９７号
北九州市門司区高田１丁目８番11号
債務者　桑田　　毅
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４２８号
北九州市門司区大里戸ノ上４丁目２番１号
債務者　長谷川利雄
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４３９号
福岡県遠賀郡岡垣町東松原１―４―10
債務者　梶谷　　学
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４８４号
北九州市八幡西区浅川１丁目５番５号
債務者　前原　裕也
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５０２号
北九州市戸畑区正津町８番26号
債務者　朝隈　潤子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部